

(第79号議案)

中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>備蓄倉庫</u> 専ら防災のために設ける備蓄倉庫をいう。</p> <p>(3) <u>防災備蓄倉庫</u> <u>備蓄倉庫のうち、特に地域の防災に必要な物資の備蓄倉庫をいう。</u></p> <p>(4) <u>地域冷暖房施設</u> 一定の地域における冷房、暖房、又は休等の用に供するため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置する施設で、当該施設において製造した冷水、温水、又は蒸気を導管により当該地域内の複数の建築物に供給するものをいう。</p> <p>(5) <u>歩行者デッキ</u> 歩行者の用に供する高架の通路をいう。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災備蓄倉庫 地域の防災に必要な物資の備蓄倉庫をいう。</p> <p>(3) 地域冷暖房施設 一定の地域における冷房、暖房、又は休等の用に供するため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置する施設で、当該施設において製造した冷水、温水、又は蒸気を導管により当該地域内の複数の建築物に供給するものをいう。</p> <p>(4) 歩行者デッキ 歩行者の用に供する高架の通路をいう。</p>
<p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 建築物の容積率は、次の各号に掲げる地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に定める数値以下でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分</p>	<p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 建築物の容積率は、次の各号に掲げる地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に定める数値以下でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床</p>

の床面積（当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和。以下同じ。）の5分の1を限度とする。）

(4) 備蓄倉庫の用途に供する部分（区域5においては防災備蓄倉庫の用途に供する部分を除く。）の床面積（当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする。）

(5) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分の床面積（当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする。）

(6) 自家発電設備を設ける部分の床面積（当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする。）

(7) 貯水槽を設ける部分の床面積（当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする。）

第6条～第11条（略）

附則（略）

附則

この条例は、公布の日から施行する。

面積（当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度とする。）

第6条～第11条（略）

附則（略）